

(様式6)

公共工事設計労務単価の改定（平成29年3月）に伴う特例措置に関する報告書

建設業の担い手確保・育成のため、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底が強く求められています。そこで、労務単価改定に伴う特例措置に合わせた、1) 下請業者との契約変更、2) 標準見積書を活用した法定福利費を内訳明示による下請契約について調査しますので、ご協力をお願いします。

工事件名等

記入日	年 月 日	契約番号	
工事件名			
会社名			
代表者名			

1 新労務単価の下請への反映状況

今回の労務単価改定に伴う特例措置を受け、下請契約に新労務単価の反映（下請契約の見直し）を行っていますか？①、②、③、④から選択してください。

- ① 協議により増額変更した（複数の下請業者がいる場合、1社以上で増額した場合はこれを選択）
- ② 設計単価より下請契約単価が上回っているため変更していない
- ③ 下請契約がない、又は下請契約に新労務単価が影響しないため変更していない
- ④ その他の理由により変更していない

回答	
----	--

2 下請契約における法定福利費

今回工事において、下請契約ごとに標準見積書（法定福利費を内訳明示した見積書）などを利用して、下請契約が法定福利費相当額を適切に含んだ額になっているか確認していますか？

下請契約工種	下請契約の相手方（社名）	確認状況	確認方法
(記入例) 〇〇工	〇〇建設	確認した	標準見積書の提出により確認した

※行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

標準見積書は、以下の国土交通省HPを参考にしてください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

3 その他自由意見

今回の特例措置を踏まえ、2次以下の下請契約で、法定福利費相当額を適切に含んだ額になっているか把握していましたが、その状況を記入してください。その他自由意見をお聞かせください。

提出方法等

- (1) 対象工事の完成後、速やかに工事担当課あてに提出してください。（総務課契約係にて集約します。）
- (2) この様式は公社のホームページの「様式ダウンロード」の中の「公共工事設計労務単価改定に伴う特例措置様式 一覧」に掲載しています。
<http://www.y-hozen.or.jp/nyusatu/download/#kouji>

お問合せ 公益財団法人横浜市建築保全公社
総務課契約係
電話番号 045-641-3124
FAX 番号 045-664-7055